

稚内市一般廃棄物処理基本計画（案）に係る

パブリックコメントの実施について

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村が策定することが義務付けられている一般廃棄物処理に関する基本計画です。国が示す計画策定指針では、概ね5年ごとに改定するほか、計画の前提条件に大きな変動があった場合は、その都度見直しを行うとされており、現計画が令和2年度の改定から5年を経過したこと、また本市の課題となっているごみ排出量に対する目標値の見直しなどを行う必要があることから今回改定するものです。

このたび稚内市一般廃棄物処理基本計画（案）がまとまりましたので、市民の皆様からのご意見を募集いたします。

1. 意見募集の期間

令和8年1月26日（月）から令和8年2月9日（月）まで

2. 対象者

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 本市に事務所または事業所を有する者
- (3) 本市に在する事務所または事業所に勤務する者
- (4) 本市に在する学校に在学する者

3. 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールで提出願います。様式は問いませんが、必ず住所、氏名を明記してください。これらが明記されていないものについては、受付できませんのでご了承ください。法人その他の団体については、所在地、名称及び代表者氏名を明記願います。

- ・ 郵 送 〒097-8686 稚内市中央3丁目2番1号
稚内市生活福祉部生活衛生課 宛
- ・ F A X 0162-23-6178
- ・ 電子メール seikatsu@city.wakkanai.lg.jp

※メール等のタイトルは『稚内市一般廃棄物処理基本計画（案）に対する意見』など、本件に対するご意見であることがわかる表示をお願いします。

4. 公表資料の閲覧方法

稚内市ホームページのほか、次の場所で閲覧することができます。

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| (1) 稚内市役所 2階 生活衛生課 | 電話 0162-23-6437 (直通) |
| (2) 稚内市役所 1階 受付 | 電話 0162-23-6161 (内線 9101) |
| (3) 稚内市役所宗谷支所 | 電話 0162-77-2001 |
| (4) 稚内市役所沼川支所 | 電話 0162-74-2006 |
| (5) 稚内市宝来地区活動拠点センター | 電話 0162-22-5150 |
| (6) 稚内市東地区活動拠点センター | 電話 0162-34-6330 |
| (7) 稚内市富岡・はまなす地区活動拠点センター | 電話 0162-34-5115 |
| (8) 稚内市南地区活動拠点センター | 電話 0162-73-1551 |

- ・ (1) ～ (4) は、土・日・祝日を除く 8 時 45 分から 17 時 00 まで。
- ・ (5) ～ (8) は、月曜日を除く 9 時 00 分から 20 時 30 分まで。

5. 提出されたご意見の取り扱い

- ・ 提出された意見は、住所・氏名を除き、意見の概要と意見に対する市の回答を、稚内市ホームページにて公表いたします。公表を希望されない場合は、その旨を明記願います。
- ・ 個々の意見に対し、直接の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。
- ・ 提出いただいた意見は、稚内市一般廃棄物処理基本計画を策定する際の参考とさせていただきます。
- ・ 提出いただいた個人情報については、他の目的で利用いたしません。

6. 問合せ・連絡先

稚内市生活福祉部生活衛生課衛生グループ

電話 0162-23-6437 (直通)